

# 郷土の古文書

## 「その11 往来証文之書」

### 解説

この古文書は、伊奈村の住人勘右衛門の旅立ちに際して名主庄兵衛が出した通行手形です。廻国修行（諸国をめぐって仏道を修め、善行を積むこと）に出た勘右衛門の人物像については不明ですが、この時代相当な経済力がなければ実現出来ない長旅という事から勘案すると、勘右衛門は伊奈村の有力な商人だったと思われます。この証文は、「往来手形」、「往来」、「往来券」などともいいます。

江戸時代、商用や廻国巡礼<sup>かいこくじゆんれい</sup>などで他国へ出る百姓・町人などに諸国の番所・関所の通行許可証として発行されました。旅行許可のほか身分証明の記でもあり、これが無いと通行できませんでした。その内容は、通行人がどの宗派のどこの寺の檀家の人であるかということのほか、行き先で病気になった場合にその土地の人々に世話を頼むこと、その後死亡したら、何宗であろうとその土地のやり方で葬り、その始末についてお知らせ下さらなくても結構です、という文言が決まり文句として書かれていました。発行は、主としてその人が檀家となっている寺や庄屋、名主が行いました。また、藩士は藩庁からうけました。

関所は645年に制度化され、中世武家政治の時には、世の中が乱れて諸国の武士が財源確保などのために思い思いに関門を建てたため、人々の往来を煩わせました。その後江戸時代になると治安維持のために関所の整備がなされ、その土地の諸侯、旗本にこれを守らせ、出入とも通行手形がなければ通行できなかったのです。

律令流文之事

一、此書為俄日古蹟前河上國流傳之書也其書  
代有百卷其書為古蹟前河上國流傳之書也其書  
此書在河上國流傳之書也其書在河上國流傳之書也  
諸國主所流傳之書也其書在河上國流傳之書也  
河上國流傳之書也其書在河上國流傳之書也  
其書在河上國流傳之書也其書在河上國流傳之書也  
其書在河上國流傳之書也其書在河上國流傳之書也

其書在河上國流傳之書也

其書在河上國流傳之書也

其書在河上國流傳之書也

其書在河上國流傳之書也

其書在河上國流傳之書也

諸國流傳之書也

解読文

往来証文之事

一此勘右衛門儀日本六拾六州廻国修行ニ罷出候 此  
者代々真言宗武州多摩郡小宮領横沢村吉祥院且  
那ニ紛無御座候 諸国御関所無相違御通シ可被下  
候 諸国在町ニ而行暮候ハ、御宿被仰付可被下候  
此者何国何方ニ而相果申候共御国本何宗ニ而茂御取  
仕廻可被下候 此方江御届ケニ及不申候為後日証  
文 仍如件

石川傳兵衛御代官所

武州多摩郡伊奈村

享保弑年酉三月廿七日

名主

石川庄兵衛<sup>㊟</sup>

諸国御奉行所様

口語訳

往来証文の事

一この勘右衛門儀日本六拾六州廻国修業にまかり  
出で候この者代々真言宗武州多摩郡横沢村吉祥  
院（大悲願寺）且那ニ紛れ御座なく候 諸国御関  
所相違なくお通し下さるべく候  
諸国在町にて行きくれ候はば御宿おせ付られ下  
さるべく候 この者何国何方にて相果て申し候と  
も御国も何宗にても御取仕廻下さるべく候 此  
方へお届けにおよび申さず候 後日のため証文よ  
つてくだんのごとし

石川傳兵衛御代官所

武州多摩郡伊奈村

享保弑年酉三月廿七日

名主

石川庄兵衛<sup>㊟</sup>

諸国御奉行所様